

中国における商業銀行の不良資産証券化をめぐる法制度に関して

滋賀大学大学院生 張露露 (ちょう ろろ)

中国における商業銀行の不良資産問題は近年の金融改革などによって、大きく変貌した。2005年10月に中国建設銀行が上場し、2006年6月1日に中国銀行が香港市場に上場された。新しい金融技術として、資産証券化は積極的に不良資産処理に取り組むようになってきたが、証券化の外部保証制度、特に、法律制度、会計制度、税務制度などがまだまだ完備されていない問題を直面している。本論文はこのような外部保証制度に焦点をあて、中国における商業銀行の不良資産証券化をめぐる法制度に関して考察したい。

資産証券化は1968年にアメリカで応用されてから、世界の金融市場で注目されている。中国においては2005年に初めて商業銀行の保有する貸付資産を証券化の対象資産として資産証券化の試行が実施された。それに伴い、中国の銀行業監督管理委員会・中央銀行・建設部・財政部などより、会計処理・抵当権変更の登記・情報開示・監督管理・租税処理など証券化の関連する法律規定を公布した。

ところが、資産証券化は構造的融資行為と言われているように、参加する主体が多くて、取引構造が多重なので、法律関係も複雑である。従って、現時点において、中国では信用評価が比較的高い銀行をオリジネーターとし、その保有する優良資産を証券の対象資産とする証券化の試作が実施されている。これまでの他の法制度の立法経緯からみれば、資産証券化の法制度の整備においてはまだ多くの課題が残っている。主に、①資産証券化に関する規定はその立法レベルが低く、現行の法制度との競合問題が生じている。②SPV(信託以外に特別目的会社などの法形態の設立)に対する制限が緩和される必要がある。③法制度の整備に依拠するだけでは、資産証券化を発展させることには限界がある。などの問題は指摘できる。今後、日米など先進国から経験と教訓を学び、これら諸問題の解決を図りたい。